

「それは、私のお金です！」生活支援と暮らしの中での金銭管理
— 社会福祉士の視点からの現場報告 —

社会福祉法人甲府市社会福祉協議会 二塚 綾

はじめに

社会福祉協議会とは

社会福祉協議会は、民間の社会福祉活動を推進することを目的とした営利を目的としない民間組織です。

昭和26(1951)年に制定された社会福祉事業法(現在の「社会福祉法」)に基づき、設置されています。

(全国社会福祉協議会HP)

社会福祉協議会における権利擁護の取組

- **日常生活自立支援事業**

認知症高齢者、知的障害者、精神障害者等のうち判断能力が不十分な方が地域において自立した生活が送れるよう、利用者との契約に基づき、福祉サービスの利用援助等を行うもの。（厚生労働省）

- **成年後見制度に関する事業**

成年後見制度とは、認知症、知的障害、精神障害などの理由で判断能力の不十分な方々を保護し、支援するもの。（法務省）

【甲府市社会福祉協議会における成年後見制度に関する事業の体制】

- ・福祉後見サポートセンターこうふ（相談業務、法人後見等）
- ・中核機関（成年後見制度利用促進基本計画に基づく業務）



相談の入り口



事例1

- きょうだいからの相談。
- 持ち家に居住している60代のきょうだいが、筋委縮性側索硬化症を発症し、20年かけて悪化してきている。
- 両親は他界。兄と姉がいるが、兄は関与を拒否。
- 入退院を繰り返しており、そろそろ気管切開を検討しなければならない状況。
- 今後、医療費がかかるため、多額の預金の払い戻しが必要だが、金融機関では、きょうだいといえども払い戻しがなかなか難しい。
- 成年後見制度の利用はできないか。

事例2

- 支援者からの相談
- 80代男性、借家に独居、親族からは関わり拒否、高次脳機能障害、数字がわからない
- 徘徊で家に帰れなくなり、1ヶ月に5回ほど警察に保護されている
- ほぼ毎日金融機関に行き払い戻しを行おうとするが、残高が無く払い戻しできないこともあり、金融機関窓口で行員とトラブルになる。
- 施設入所は本人が断固拒否
- 金銭管理を自身で行いたい意向が強い

事例3

- 60代後半、男性
- 借家に独居
- 事故により中途失明
- これまでは、金融機関ATMで自身で預金の払い戻しをしていた
- 金融機関の電子化により、暗証番号を入力する番号の場所が変わってしまうので、単独での払い戻しができない。(窓口も電子署名)
- 判断能力はある

事例4

- きょうだいからの相談
- 弟が4回目の脳梗塞を発症し、意識は無い
- 弟は未婚であり、入院費の支払い等をきょうだいである自分が行う必要があるが、弟はキャッシュカードで払い戻しを行っていたようで、通帳が無い。キャッシュカードの暗証番号はわからない。実印も紛失。
- 金融機関に問い合わせをしたが、残高照会も通帳の再発行も、本人の了解が無いと対応できないとの返答。

事例5

- 知人からの相談
- 住み込みで簡単な家事をしてもらっている女性(知的障がいあり)について
- 知人が、本人のキャッシュカードで預金の払い戻しを行っていたが、キャッシュカードが壊れてしまい払い戻しができなくなった。
- 金融機関からは、成年後見人をつけないと取引はできないと言われた。
- 成年後見制度の利用以外、方法は無いか。

相談事例1のその後

- 該当の金融機関に状況説明と問い合わせを行い、対応を協議してもらった。
- 金融機関からの回答。

本人が話せるうちに支店長と行員が自宅を訪問し、預金者の意向を確認する。

預金者の意思が確認できたら、法定相続人が代理人届を出すことで、代理で預金の払い戻しができる。

代理人届提出の際には、本人との関係がわかるもの(原戸籍)が必要になる。

福祉現場での支援

事例

- 地域包括支援センターからの相談
- 70代夫婦、子ども無し、借家住まい
- 夫は要介護で寝たきり、妻は自立だが認知機能の低下あり
- 支援者が、妻も高齢であり、寝たきりの夫の介護負担を考え、夫のショートステイ利用を進めたが、負担が大きくても夫と暮らしたいと、妻がショートステイ利用を解約してしまった。
- 仲の良い夫婦であり、本人たちが一緒に暮らしたい希望が強いことから、可能な限り在宅生活を支えることになった。

- 妻の認知機能低下の支援のため、本協議会が金銭管理支援で関わろうとするが、妻にはこれまで家計管理をしてきた自負があり、金銭管理を第三者に任せたり支援をされたりすることを強く拒否。

⇒「自分でできます。」

- 金融機関から、払い戻しの際に窓口でトラブル(手続きについての理解が困難など)になることがあるとの話があり、金融機関での払い戻しについて代行の申し出をするが強く拒否。

⇒「近くにあるので、自分で行けます。」

- しばらくは、毎月1回訪問し、雑談の中で金銭管理状況を把握。
(本人に気づかれない配慮、本人ができているところを確認)
- 光熱水費の支払いは、「口座振替にすると、わからなくなっちゃうから。」と振込用紙での支払い方法を変えることは無く、自分で自宅近くのコンビニに支払いに行っていたが、支払忘れが増え、止められそうになる頻度も増えていた。

⇒当初は訪問自体を警戒していたが、次第に訪問を待ってくれるように。
最初に任せてくれたのは、光熱水費の支払い代行。

- しばらくして、妻から、「銀行に行くのが大変になってきて。」「(支払いが)なんだかごちゃごちゃして、わからなくなってきちゃった。」

⇒妻から、金銭管理をお願いしたいとの要望

【その後】

- ほどなくして、在宅生活が困難になり、施設入所となった。

支援と代理の難しさ

- ひとの暮らしは連続したものであり、これまでの生活歴を経て、「今」がある。
- 加齢とともに、物が見えづらくなったり、階段を上るのがつらく感じたり、同じ物を買ってきてしまったり買い忘れがあったり、誰かにお願いされたことを忘れてしまったり、身体の機能や記憶の機能が落ちてくる。
- 「最後に頼れるのは、お金」そう思っている方々は少なくない。

- 支援者はどうしても、「保護」の側面が強くなる。
- 特に「お金」は、管理を誰かに任せると、本人の生活力が低下していく傾向があるように見える。
- このため、本人が在宅生活を望むのであれば特に、金銭管理主体をできるだけ本人に据えておきたい。
- 代理は最終手段。
- 福祉の基本は「自立」

本人の自立を損なわずに、どのタイミングで支援を介入させていくか、介入が遅すぎても、早すぎても、人生の軟着陸は難しい。

おわりに

「その人に、世の中はどう見えているのか？」

正解は、たぶん、無い。

ただ、良き支援者として、縁あって関わった方々には、最期まで、「自分の人生」という意識を保てるよう、どう折り合いをつけるか、ともに考える存在でありたい。